



(2019年7月25日)

三井住友信託銀行 年金企画部

## 第6回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催 について

2019年(令和元年)7月24日(水)、第6回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。同部会では、「企業年金のガバナンス等」に関して委員間で議論されました。

### I. 議題

- (1) 企業年金のガバナンス等について
- (2) その他

### II. 事務局からの説明

事務局より、まず「ヒアリング等における主な意見」の資料をもとに、「企業年金のガバナンスと資産運用」に関するこれまでの主な意見(※1)が紹介されました。

次に、「企業年金のガバナンス等について」の資料をもとに、確定給付企業年金に関するガバナンス等、確定拠出年金に関するガバナンス・継続投資教育等について説明がありました。

(※1) ヒアリング等における主な意見

- |  |
|--|
| ・企業年金制度の複雑化や事務の煩雑化につながらないように十分配慮すべき。                                   |
| ・企業年金の受給権保護を図るためには、ガバナンスの実効性を高める事が必要。                                  |
| ・ガバナンスについては、企業型DCについても少し長いスパンで議論が必要。                                   |
| ・投資教育の実施率や実施回数は増加傾向にあるが、教育手法については更なる改善が必要であり、投資教育の継続性と実効性を同時に高めることが重要。 |

### III. 委員からの主な意見

事務局からの説明を踏まえた各委員からの主な意見は以下のとおりです。

#### <確定給付企業年金に関する主な意見>

- ✓ 代議員数などの組織に関する規制やAUPに関する規定は、他制度では法令で規定されているとのことであるが、現状DB制度では通知での運用となっている。他制度と同様に法令として規定するのが望ましいのではないか。
- ✓ 2019年6月末現在で、スチュワードシップ・コード(SSC)の受入れを表明した企業年金は19基金となっていることに対し、受入れがそこまで進んでいないように思われるが、その要因はなにか。  
⇒(事務局)企業年金は資産規模が小規模な基金も多いなか、スタッフが必ずしも十分ではなく、また具体的にどのようなことをしたらいいのかかわからないという基金も多いと聞いている。しかし、ほとんどの運用機関がSSCに取り組んでいるなか、企業年金は間接的に取り組むもの

であり、そこまで大きな負担を強いるものではないと考えている。その理解が進んでいないことが要因と考えており、この点に関しては、経団連や金融庁とも連携し、SSCを受入れた場に行う事項や既に表明した事例を紹介するなど、普及活動を行っている。

#### <確定拠出年金に関する主な意見>

- ✓ DCのガバナンスでは特に、運用商品のモニタリングが重要と考える。現状、DCの運営は人事部が主導している実態があるが、年金委員会等の会議やプロジェクトに事業主の財務部等が参画し、知見を発揮することで、ガバナンス強化に繋がると考える。
- ✓ 加入者運用実態報告（レポート等）の社内開示状況に関して、「組合または従業員代表に開示」及び「全社員に開示」がそれぞれ2.9%、15.2%と低位であるが、これを向上させることで、労使間の連携が進み、ガバナンス強化に繋がると考える。

#### <継続投資教育についての主な意見>

- ✓ 継続投資教育の対象者は、一定期間の加入期間があり、資産も積みあがっている者であるため、導入時教育と同一の内容とするのではなく、各商品の理解を促進させるような内容とすべき。例えば、商品のマンスリーレポートの読み方等をテーマとして取上げる等がよいのではないかと。
- ✓ 継続投資教育の実施時期も効果が高いと思われる時期に実施すべき。（例：マッチングの募集期間の前等）
- ✓ 選択制DCにおいてDCに加入していない者についても企業がライフプラン教育を実施する等の取り組みをすべき。  
⇒（事務局）DC 法上の手当では難しいが、労使間で検討いただき、実施いただくのは望ましいと考える。
- ✓ 継続投資教育が努力義務化されているが、事業主がどこまで責任を負うのか対応に苦慮すると聞いている。厚労省にてガイドラインの制定を検討すべき。

#### <その他の主な意見>

- ✓ 近時、DCの投資信託の信託報酬水準が低下しているところであるが、未だにDCプラン内に高水準の信託報酬の商品がある場合がある。運営管理機関にヒアリングしたところ、同一プラン内に同様の商品性の低報酬商品を設定しているものの、運管は特定商品の推奨が禁止されているため、有効なアナウンスができないとの事情があるとのこと。厚労省からメッセージを出すことはできないかと。  
⇒（事務局）メッセージを出すことは検討したい。現状そのような場合は、労使間で検討いただき、高水準の商品を除外いただく対応としている。
- ✓ 5年毎の運営管理機関の評価が義務付けられているが、現在示されている評価項目は運用関連運営管理機関を念頭においたものである。記録関連運営管理機関（RK）や資産管理機関の評価も今後検討すべき。

## IV. 次回について

最後に、次回同部会の日程については、各委員のスケジュールを調整したうえで決定すると事務局から報告がありました。

## V. 資料等

- 配布資料等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05868.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05868.html)

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 【電話番号】03-5404-3081